事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
令の制定又は改例	を及びその経緯		- 	·	
法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、	
		③立案の検討に関する調査研 究文書(一の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
	(2) 法律案の審 査	法律案の審査の過程が記録さ れた文書 (一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録	
	(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書 (一の項 ハ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に 対する回答	
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)		・5点セット(要綱、法律 案、理由、新旧対照条文、 参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
	(5) 国会審議	国会審議文書(一の項へ)		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (一の項 ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名原 本)	
	(7) 解釈又は運 用の基準の設定	項手)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書(一の項 チ)		・逐条解説・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引	
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の検討	①外国(本邦の域外にある国 又は地域をいう。)との交渉 に関する文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための決裁 文書(二の項イ及びニ)	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	移管(経済協力関係で定型化し、重要性ないものは除く。)
		②他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する回 答に関する文書その他の他の 行政機関への連絡及び当該行 政機関との調整に関する文書 (二の項ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に 対する回答	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(2) 条約案の審	③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究文 書及び解釈又は運用の基準の 設定のための調査研究文書 (二の項ハ及びニ) 条約案その他の国際約束の案		・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・情報収集・分析・法制局提出資料	
	(3) 閣議	の審査の過程が記録された文書(二の項ハ) 閣議を求めるための決裁文書	20年	・審査録・閣議請議書	
	(4) 国会審議	及び閣議に提出された文書 (二の項ニ) 国会審議文書(二の項ニ)	(保存間 満了時の 措置を廃	・案件表・配付資料・議員への説明	
	(日) 四云宙賊	四五田成人目(一ジパー)	乗と文協等と対協等に指め経済型産	・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録	
	(5) 締結	条約書、批准書その他これら に類する文書 (二の項ホ)	化し、重 要性がかに いものに ついては 30年)	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文 書	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (二の項 ニ)		・官報 ・公布裁可書(御署名原 本)	
	(7) (1)から(6) に掲げるものの ほか、条約その 他の国際約束に 係る重要な経緯	条約その他の国際約束に係る 重要な通知等		・脱退の通知	
政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、	
		③立案の検討に関する調査研 究文書(一の項イ)	"	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
	查	政令案の審査の過程が記録された文書(一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録	
	(3) 意見公募手続	意見公募手続文書(一の項 ハ)		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条 文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項 ハ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に 対する回答	
	(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)		・5点セット(要綱、政令 案、理由、新旧対照条文、 参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (一の項 ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名原 本)	
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	のための調査研究文書 (一の 項チ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書(一の項 チ)		・逐条解説・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引	
4 省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	
		③立案の検討に関する調査研 究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
	続	意見公募手続文書(一の項 ハ)		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条 文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由	
	(3) 制定又は改 廃	省令その他の規則の制定又は 改廃のための決裁文書(一の 項ホ)		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参 照条文	
	(4) 官報公示	官報公示に関する文書 (一の 項ト)		・官報	
	(5) 解釈又は運 用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書(一の 項チ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書(一の項 チ)		・逐条解説・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
、関係行政機	関の長で構成され	る会議又は省議(これらに準ずる	るものを含む	の決定又は了解及びその。	
閣議の決定 又は了解及 びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)	20年	・歳入歳出概算 ・予算書(一般会計・特別 会計・政府関係機関) ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	移管
		②予算その他国会に提出され た文書 (三の項ハ)		・予算書(一般会計・特別 会計・政府関係機関) ・予算参考資料	
	(2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)		・決算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検査を 経た文書(三の項ロ)		・決算書(一般会計・特別 会計・政府関係機関) (※会計検査院保有のもの を除く。)	
		③歳入歳出決算その他国会に 提出された文書 (三の項ハ)		・決算書(一般会計・特別 会計・政府関係機関)	
	(3) 質問主意書 に対する答弁に	①答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ)		・法制局提出資料 ・審査録	
	関する閣議の求 め及び国会に対 する答弁その他 の重要な経緯	②閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (四の項ロ)		答弁案閣議請議書案件表配付資料	
		③答弁が記録された文書(四 の項ハ)		・答弁書	
	(4) 基本方針、 基本計画又は白書その他の閣議 に付された案件 に関する立案の 検討及び閣議の	①立案基礎文書(五の項イ)		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	
	来めそ2 (1) から(3) までに掲げるものをはいる。)	②立案の検討に関する審議会 等文書 (五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、	
		③立案の検討に関する調査研 究文書 (五の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・任意パブコメ	
		④行政機関協議文書(五の項 ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に 対する回答	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			⑤閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (五の項ハ)		・基本方針案・基本計画案・白書案・閣議請議書・案件表・配付資料	
	関の長で構 成されるに でる でるもの できむ。	関係で構決定では、受けるは、対象のでは、ないなないないでは、ないないないない、ないないない、ないないない、ないない、	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書(六の項イ) ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(六の項イ) ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書(六の項イ) ④会議の検討のための資料と見て提出された文書(六をを構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書		・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業 ・別の状況のでは、関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・離事の記録	移管
			⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ) ⑥会議の事務関係		・決定・了解文書 ・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄
	省議(これ になずる。 このの同においていていいで、)の決	了解に関する立 案の検討その他 の重要な経緯	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	移管	
	定又は了解及びその経緯		②省議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究文 書(七の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
			③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ)及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録	
复数の	う行政機関によ	この中合せ又は他に	④省議の決定又は了解の内容 が記録された文書(七の項 ハ) の行政機関若しくは地方公共団体	本に対してテ	・決定・了解文書	
	複数の行政	複数の行政機関	①申合せに係る案の立案基礎	10年	・基本方針	移管
:	機関による	による申合せに	文書(八の項イ)	,	・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	
		緯	②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 (八の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
			③申合せに係る案の検討に関 する行政機関協議文書 (八の 項イ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に 対する回答	

 事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料	
		⑤申合せの内容が記録された 文書 (八の項ハ)		・申合せ	
関に対して 示す基準の	基準の設定に関 する立案の検討 その他の重要な 経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	
		③立案の検討に関する調査研 究文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書(九の 項ロ)		・基準案	
		⑤基準を他の行政機関に通知 した文書(九の項ハ)		・通知	
体に対して	する立案の検討 その他の重要な	①立案基礎文書 (九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
		③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書(九の 項ロ)		・基準案	
		⑤基準を地方公共団体に通知 した文書 (九の項ハ)		• 通知	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
個人又は法人の権利	利義務の得喪及び _・		•		, , , , ,
11 個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(平成5年法律2 条第8号)ロ号 を基準分の の号に を基準分の の号に を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	①立案の検討に関する審議会 等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研 究文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、 提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア	
	の重要な経緯	③意見公募手続文書(十の 項)		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由	
		④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案	
		⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案	
	第2条第3号の 許認可等(以下	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程 が記録された文書 (十一の項)	10書移置き定もる許の消日特後年公へのるとた限)可力す係日年文の措べをも は等がるる以	・理由	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
	第2条第4号の	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書(十二の 項)	処分がさ れる5日に 係る特定 日以後5 年	・処分案 ・理由	廃棄
	年法律第179 号)第2条第1 項の補助金等を いう。以下同	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十	交付に係 る終日 等する に定日 を を を を を を を を を を を を り の り の り の り の	・交付規則・交付要綱・実 施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要 件に関する文書
	じ。) の交付に 関する重要な経 緯	三の項ハ)			

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の内 容を録取した文書 (十四の項 イ)	定その他	・不服申立書・録取書	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 するもの
		<i>№正</i> //平	②審議会等文書(十四の項 ロ)	定日以後	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
			③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他当 該処分に至る過程が記録され た文書(十四の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書	
			④裁決書又は決定書(十四の 項ニ)		・裁決・決定書	
		(6) 国又は行政 機関を当事者と する訴訟の提起	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ)	に依る時	・期日呼出状	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな
		9 る訴訟の提起 その他の訴訟に 関する重要な経 緯	一の他の訴訟に 同する重要な経 日する重要な経 日本の項ロ) 日本の項ロ) 日本の項ロ) 日本の項ロ) 日本の項ロ)	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	影響を与えた事件に関 するもの	
			③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)		・判決書 ・和解調書	
12		(1) 行政手続法 第2条第8号の審査基準、同 号へ同号ニーの 等、同 等でを が が に に に に に に に に に に に に に に に に に	①立案の検討に関する審議会 等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、 提言	移管
		準的な期間に関する立案の検討 その他の重要な 経緯	準的な期間に関する立案の検討に関する調査研究 2 立案の検討に関する調査研究 2 完全の他の重要な 2 完全の他の重要な 2 完全の他の重要な 2 完全の他の重要な 2 完全の他の重要な 2 完全の		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	E est
			③意見公募手続文書(十の 項)		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由	
			④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案	
			⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 (十一の項)	10書移置べをものる許の消日特後年公へのとこめ、限)可力す係日年公の措るとた は等がるる以文の措るとた は等がるる以	・審査案・理由	以下について移管・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に関するもの。公益法人等の設立・発止、指導するもの
	(3) 不利益処分 に関する重要な 経緯	文書その他当該処分に至る過	処分がさ れる日 年 日 以後 5 年	・処分案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通 信事業その他の特に重 要な公益事業に関する もの ・公益法人等及び公益 信託に関するもの
	(4) 補助金等の 交付(地方公共 団体に対する交付を含む。)に 関する重要な経 緯		交付に係 る事すする 日年定日 後 5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由	以下について移管 ・補助金等の交付の要 件に関する文書 ・補助事業等実績報告 書に関するもの
		③補助事業等実績報告書(十 三の項ハ)		・実績報告書	
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の内 容を録取した文書(十四の項 イ) ②審議会等文書(十四の項 ロ)	定その他	・不服申立書・録取書・諮問・議事の記録	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 するもの ・審議会等の決裁等に ついて年度ごとに取り
		③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他当 該処分に至る過程が記録され た文書(十四の項ハ)	,	・配付資料・答申、建議、意見・弁明書・反論書・意見書	まとめたもの
		④裁決書又は決定書(十四の 項ニ)		・裁決・決定書	
		①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証 に関する文書(十五の項ロ)	訴結に定日 がるる以 10年	・期日呼出状	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 するもの
		③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)		・判決書 ・和解調書	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
職員の	の人事に関する	る事項				·-
	職員の人事 に関する事 項	(1) 人事評価実 施規程の制定又 は変更及びその 経緯	①立案の検討に関する調査研究文書(十六の項イ) ②制定又は変更のための決裁文書(十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)	10年	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・規程案 ・協議案 ・回答案	移管
		(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	(単程版な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ) ①計画の立案に関する調査研究文書(十七の項) ②計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項) ③職員の研修の実施状況が記		・ 外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・計画案	に関わるものについて
		(3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯	場された文書(十七の項) 職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書(十八の項)	3年	・申請書 ・承認書	
		(4) 退職手当の 支給に関する重 要な経緯	退職手当の支給に関する決定 の内容が記録された文書及び 当該決定に至る過程が記録さ れた文書 (十九の項)	そ支すをとるはい長のに処分で間年れ期 の関分にき又のか間	・調書	
		※内閣官房令、/ 房令、人事院規則	∖事院規則の規定により保存期間 則の規定による。	見の定めがあ	るものは、それぞれ内閣官	
.4	也の事項 告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 告示の立案 の検討その他の 重要な経緯(1 の項から13の 項までに掲げる ものを除く。)	①立案の検討に関する審議会 等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間 報告、最終報告、建議、提言	
			②立案の検討に関する調査研 究文書 (二十の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
			③意見公募手続文書(二十の 項イ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由	
			④制定又は改廃のための決裁 文書 (二十の項ロ)		・告示案	
			⑤官報公示に関する文書(二 十の項ハ)		・官報	

1末午	人音体行物		万環境事務所用地課)	T	T	令和7年4月1日
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な 経緯(1の項から13の項まで に掲げるものを 除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) ②制定又は改廃のための決裁 文書(二十の項ロ)	10年	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	・行政文書管理規則そ
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳 出、継続費、 継期 は は明務 は は は は は は は は は は は は り は り は り	①歳入、歳出、継続費、供越為入、歳出、継続務負担で、機関の見積に関するとと決立をといる。 (四年のの作及では、大学・のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第1 2条の規定に基づく予定経 費要求書等の各目明細書	費要求書等の作製の基
			③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書(二十一の項ハ) ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書(二十一の項ニ)		・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	か。) ・上記のほか、行政機 関における予算に関す る重要な経緯が記録さ れた文書
		(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国する計算を関する計算を関する計算を関するが(4)に関する経緯(5)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書がにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 (二十二の項イ)		・歳入簿・歳出簿・支払計 画差引簿 ・徴収簿	・項びびび計な定が務及並る・項決と、対の場別を表表に、 ・項がは国書をでは、 ・現のがででは、 ・現のがででは、 ・現のがででは、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・の録に、 ・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
						礎となった方針及び意思決定その他れた方針及び意思決定その他れた可能を記録を記録を記録を記録を記録を表す。 経緯が記録に係る調書を記録を表す。 ・上記のほか、行政関とにおけるを表す。 ・上記のほか、行り関いる重要な経緯が記録された文書

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書 (二十二の 項ハ)		・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のものを除く。)	
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ)		・調書	
			⑤国会における決算の審査に 関する文書 (二十二の項ホ)		・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	
16	機構及び定	機構及び定員の	機構及び定員の要求に関する	10年	· 大臣指示	移管
			文書並びにその基礎となった 意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書 (二十三の項)		・政務三役会議の決定・省内調整・機構要求書・定員要求書・定員合理化計画	
17	人等に関す	(1) 独立行政 法人通則法(平 成11年法律第 103号)その 他の法律の規定	①立案の検討に関する調査研究文書 (二十四の項イ)	10年	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	移管
		による中期目標 (独立行政法人	②制定又は変更のための決裁 文書 (二十四の項ロ)		・中期目標案	
		通到国人長第るに目項じは立他則項立に期4行あ標に。変案の法に研あ目項政つ。お)更の重第規究っ標に執て以いのに検要のに対けにで制関討な経済を決け、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは	③中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関立を独立行政法人等より提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)		・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	
		人通則法その他	①指導監督をするための決裁 文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五 の項イ)	5年	・検査	
		監督に関する重 要な経緯	②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書 (二十五の項ロ)		・是正措置の要求 ・是正措置	
		政策の評価に関 する法律(平成		10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提 言	移管
		京 京 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 の 最本計画の 政 策 部 の 後 第 1 の 条 の に ま の は 第 に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	②基本計画又は実施計画の制 定又は変更に至る過程が記録 された文書 (二十六の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	
		作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	③基本計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制定 又は変更の通知に関する文書 (二十六の項イ)		・基本計画案 ・通知	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		④実施計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制定 又は変更の通知に関する文書 (二十六の項イ)		・事後評価の実施計画案 ・通知	
		⑤評価書及びその要旨の作成 のための決裁文書並びにこれ らの通知に関する文書その他 当該作成の過程が記録された 文書(19の項に掲げるもの を除く。)(二十六の項ロ)		・評価書 ・評価書要旨	
		⑥政策評価の結果の政策への 反映状況の作成に係る決裁文 書及び当該反映状況の通知に 関する文書その他当該作成の 過程が記録された文書(二十 六の項ハ)		・政策への反映状況案 ・通知	
	直轄事業として 実施される公共 事業の事業計画 の立案に関する 検討、関係者と の協議又は調整 及び事業の施工		事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定1い長の係日年後了係日0ずい	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	以下について 移管 大規模な事業 (例:100億円以上)につ立案に関連 (例:100億円以上)につ立案に関連 (別・本)につ立策と響い、事業計画の (場)
	その他の重要な 経緯	②立案の検討に関する審議会 等文書 (二十七の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	
		③立案の検討に関する調査研究文書(二十七の項イ)		・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書	業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
		④政策評価法による事前評価 に関する文書 (二十七の項 へ)		・事業評価書 ・評価書要旨	
		⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)		・協議・調整経緯	
		⑥事業を実施するための決裁 文書 (二十七の項ハ)		・実施案	
		⑦事業の経費積算が記録され た文書その他の入札及び契約 に関する文書 (二十七の項 ニ)		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果	
		⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書	
		⑨政策評価法による事後評価 に関する文書(二十七の項		・事業評価書 ・評価書要旨	

$\overline{}$			standa SIII ata sa	1	Т	Test to the seek to a see
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
20		栄典又は表彰の 授与又ははく奪 の重要な経緯 (5の項(4)に 掲げるものを除 く。)	栄典又は表彰の授与又ははく 奪のための決裁文書及び伝達 の文書 (二十八の項)	10年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度の創設・ 廃に関するの ・叙位・叙勲・章の 選考・決定に関するも の ・国民栄誉賞等特に る ・国外の著名な表彰の ・国外の著名もの ・国外の著名もの
21	国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項	(1) 国会審議 (1の項から2 0の項までに掲 げるものを除 く。)	国会審議文書 (二十九の項)	10年	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答子書・国願・ 各政党要求資料	以下について移管 ・大臣の演説に関する もの ・会期ごとに作成され る想定問答
		(2) 審議会等 (1の項から2 0の項までに掲げるものを除く。)	①審議会等文書(二十九の 項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	以下について移管 ・審議会その他の合議 制の機関(部会、小委 員会等を含む。)及び 懇談会等行政運営上の 会合に関するもの
			②審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄
22	文書の管理 に関する事 項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	常用(無期限)	・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準 (保存期間表)	廃棄
			②取得した文書の管理を行う ための帳簿(三十一の項)	5年	・受付簿 ・書留郵便物等接受簿 ・開示請求受付管理簿 ・不服申立受付管理簿	
			③決裁文書の管理を行うため の帳簿(三十二の項)	30年	・決裁簿 ・施行簿	
			④行政文書ファイル等の移管 又は廃棄の状況が記録された 帳簿 (三十三の項)	20年	・移管・廃棄簿	移管
			⑤第22条第3項の規定に基 づく廃棄の記録	5年	・保存期間を1年未満とす る行政文書ファイル等の廃 棄の記録	
			⑥文書管理担当者の指定のた めの決裁文書	5年	・指定についての報告	
			⑦行政文書の点検・監査の記 録	5年	・点検結果 ・監査結果	
			⑧引継確認書	5年	・引継確認書	
			⑨その他文書管理に関する軽 易な事務連絡等	3年	・事務連絡	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
23	法令の規定の規定を基がいる。との規定を表がいる。のでは、のの規定を表している。というでは、対している。というでは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、はいいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいはいはいはいは、はいは、はいはいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいはいはいは、はいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいはい	基づく勧 及び協 、同意、 は、通 、報告、 過程	①勧告に関する経緯が記録された文書 ②勧告の内容及びその措置結 果が記録された文書	30年	・大臣指示 ・状況の調査 ・勧告 ・措置結果	以下について移管 ・勧告、協議、同意等 のうち特に重要なもの
	資料の提出 要求並びに 当該意思決 定に至る過程	による他の行政	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)	10年	・各省への協議案 ・各府省等からの質問・意 見 ・各府省等からの質問・意 見に対する回答	
		たによる過程	②同意等の内容が記録された 文書		・同意書	
		(3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報	①通知、報告、資料の提出要 求等に関する経緯が記録され た文書	10年	・報告、資料提出の求め ・調査計画	
		借出、通知、報告、資料の提出 要求等及び当該 意思決定に至る 過程	②届出、通知、報告、資料の 提出要求等の内容が記録され た文書		・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料	
24	国際会議に 関する事項	政府との交渉を	①大臣、副大臣、大臣政務官が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	・発言要領・配付資料・議事の記録・合意文書	移管
			②重要な国際会議等(①に掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・発言要領・配付資料・議事の記録・合意文書	
			③①②以外のもの	10年		廃棄
25	国有財産に関する事項		①国有財産台帳及び付属図面	常用(無期限)		以下について移管・法令の解釈やその後
			②用地取得の経緯が記録された文書	30年	• 契約書	の政策立案等に大きな 影響を与えた事案に関 するもの
			③国有財産台帳の価格改定の 経緯が記録された文書	10年	・価格改定評価調書	
			④国有財産を管理・処分する ための決裁文書	使用許可 期間終了 の特定保 以後5年	・使用許可関係	
			<u></u>	5年	・用途廃止関係	
			⑤①から④までに掲げるもの のほか、国有財産に関する重 要な経緯が記録された文書	5年	・国有財産台帳登録資料	
26	物品の管理 に関する事 項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する 文書	常用(無期限)	・物品管理簿 ・物品供用簿	廃棄
				5年	・調達・契約に関する文書 ・不用決定に関する文書 ・物品管理に関する文書	
27	統計調査に 関する事項	統計調査に関す る重要な経緯	①統計の企画立案に関する経 緯が記録された文書	5年	・基本方針・基本計画・要領	以下について移管 ・基幹統計調査の企画 に関する文書及び調査 報告書

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			②統計の承認に関する経緯が 記録された文書		・承認申請書	・一般統計調査の調査 報告書
			③統計の実施に関する経緯が 記録された文書	· 	・実施案 ・事務処理基準	
			④統計の集計結果に関する文書	30年	・調査報告書	
28	契約に関す る事項		①契約に係る決裁文書及びそ の他契約に至る過程が記録さ れた文書	契約が終 了する に 保 る 特 に 日 り 年 1 0 年	・仕様書案 ・協議・調整経緯	廃棄
			②契約に係る仕様書に定めて 提出を求めた文書のうち重要 なもの		・成果品 ・完了図書	移管
			③①及び②に掲げるもののほか、契約に関する業務状況等が記載された文書		・日報 ・業務報告 ・打ち合わせ資料	廃棄
29	官報の掲載 に関する事 項(前項ま でに掲げる ものを除 く。)	官報掲載	官報掲載文書	3年	・官報原稿の送付に関する 文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関 する文書	
30			福島地方環境事務所の後援等の名義の使用に関する文書	5年	・名義使用承認申請書 ・承認に関する文書 ・結果報告書	廃棄
31	委員会及び 会議に関す る事でに掲 がるもの 除く。)	(1)用地課が主 催する委員会及 び会議	(外部機関との委員会及び会 議 等)	事のる以又評のる以年れ期 業日特後は価日特後のか長 に定5事終に定10ずい しずい しがし	・委員会及び会議等の開催 文書及び資料 ・委員の任免関係 ・開催通知、回答 ・議事録 ・会議録	廃棄
			②軽易な会議に関する文書 (課内会議 等)	1年未満	・会議資料	
		(2)用地課以外 が主催する委員 会及び会議	①他省庁等が主催し、福島地 方環境事務所が構成員となっ ている会議に関する文書	5年	• 会議資料	
		ı		Ì		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
32	所業のに 事 を を を を を を を を を を を を を に で を り に り に り に り に り も り に り も り も り も り く り り り り り り り り り り り り	契約行為	所管する事業の契約行為に関する文書(用地取得に係る業務 委託契約を含む)	10年	・契約に関する文書 ・報告書 ・業務実績証明書 ・成果品	廃棄
33	他関すす関(にある)とは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で		他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書	5年	 ・照会(回答を含む) ・依頼(回答を含む) ・通知 ・届出 ・申請(許認可を含む) ・依頼 ・協議 ・同意 ・報告 ・事務連絡 	廃棄
				事のる以又評のる以年れ期 業日特後は価日特後のか間 でを1年後了係日のずい長	・財産管理人・清算人選任 申立文書	
34	事務所長等 の交替に関 する事項	事務所長等の交 替	事務所長等の交替に関する文書	5年	・事務引継書	廃棄
35	職員の人事 に関する項 (13の項 に掲げるも のを除 く。)	職員の人事	職員の講演等に関する文書	3年	・依頼に関する文書・受諾に関する文書	廃棄
36	公印の管理 に関する事 項	公印の管理	公印の印影の印刷に関する記 録	3年	・公印の印影の印刷の申請 に関する文書 ・公印の印影の印刷の承認 に関する文書	
37	国有財産に関する事でに掲げるのでのである。)	中間貯蔵施設等	中間貯蔵施設等に関する文書	5年	・中間貯蔵施設等の国有財産登録及び権利得喪に関する書類・中間貯蔵施設等の種類変更協議書・通知・事務連絡	
38	職員の委嘱・派遣及び委員の委嘱に関する事項	委嘱・派遣	関係機関からの依頼文書等、 各種委員会の委員への委嘱に 関する文書	5年	・委嘱依頼 ・派遣依頼 ・承諾書	廃棄
39		防災	防災に関する文書	5年	・防災計画 ・業務継続計画 ・原子力防災(訓練に関す る会議、実施に関する資料)	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
40	借上等に関 する文書		土地・建物の借上等に関する 文書	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のが間終に定5事終に定1い長了係日年後了係日のずい	・行政財産の使用申請書 ・土地賃貸借料協定書	廃棄
13	用地取得等 に関する事 務	(1)用地の買収・地上権設定、物件等の補償関連	用地協議・契約関係関連	事のる以又評のる以来に定5事終に定5事終に定5事終に定6年後7保日の	・土地売買に関する契約書 ・地上権設定等に関する契 約書 ・損失補償台帳(総括表・ 内訳書を含む) ・土地・物件調書 ・権利消滅補償金確認届 ・祭祀継承者確認書 ・財産管理人・清算人選任 通知書 ・用地交渉記録	
				5年	・動産・車両放棄申出書 ・貸地物件等分離契約の確 認書 ・所長印押印記録簿 ・上記以外の行政文書	
		(2)基準等の制 定	補償基準等関連文書	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定5事終に定1い長了係日のずい	• 補償金算定実施要領関係	廃棄
42	用地課の業 務に関する 事項(前掲げ るものを除 く。)		①所管の各種協議に関する文書、事業に関する文書等(前項までに掲げるものを除く。)	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定5事終に定1い長了係日のずい	・関係団体(地権者団体、 広域組合、地縁団体等)と の協議文書	廃棄
				5年	・調査検討業務に関する文書 ・作業及び事業に関する文書 ・調査、計画、設計、施工の協議及び報告に関する文書	・協議等のうち、特に重要なもの
			②上記以外の行政文書	1年未満	・契約書及び関係文書の写 し	廃棄

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際 約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を 行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに 対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機 関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
 - 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第7項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。
- 三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則 の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。
- 四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」(平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長)及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」(平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館)に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行う。
- 五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定 した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。
- 六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定(保存期間)が存在する場合は、それぞれの規定(保存期間) に従うものとする。